

シルバー人材センター等からの役務の提供業務の契約結果について

大阪広域水道企業団契約規程第12条第3号に基づく、役務の提供を受ける業務の契約結果は次のとおりです。

	契約名	履行場所	業務の内容	契約期間	契約日	契約金額(円)	契約の相手方氏名 又は名称及び住所	契約の相手方とした理由
1	四條畷水道施設毎日点検業務	四條畷市岡山東五丁目155番4 ほか	水道施設点検業務 1式 水質検査業務 1式	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	令和8年4月1日	8,052,000円	公益社団法人 四條畷市シルバー人材センター 四條畷市大字中野897番地の17	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に則り、地域社会との相互交流・連携を目指す市内在住者で構成する公益法人であるシルバー人材センターと契約することにより、高齢者の就業機会の促進と福祉の増進に寄与することができるため。